

東村山市創生総合戦略推進協議会設置規則

(設置)

第1条 東村山市創生総合戦略(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。))第10条第1項の規定に基づき策定した計画をいう。以下同じ。)の推進を図るため、東村山市創生総合戦略推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 東村山市創生総合戦略の推進に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生(法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。)に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 産業、金融、労働、報道等の分野において識見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) おおむね20歳以上40歳未満の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 協議会の会議に出席した委員及び前条の規定により出席を求められた者で、必要があると認められるものに対しては、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域創生部シティセールス課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年7月22日から施行する。
(東村山市創生総合戦略検討協議会設置規則の廃止)
- 2 東村山市創生総合戦略検討協議会設置規則(平成27年東村山市規則第52号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月30日規則第28号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。